

安全研究及び研究開発に係る規制当局と原子力事業者等 との意見交換について

令和5年10月17日

原子力規制庁

原子力規制委員会が実施する安全研究は、原子力規制委員会の規制活動に必要な科学的・技術的知見や手段の収集・整備、技術基盤の構築・維持を目的として実施している。

原子力規制委員会が実施する安全研究では、審査・検査におけるリスク情報の活用、廃止措置の安全・確実な実施、放射性廃棄物の処理・処分やクリアランスの円滑な実施のための規制上の対応、高経年化した発電用原子炉の安全性確認などの規制活動の継続的な改善等のための課題に取り組むとともに、国内では新たな炉型や事故耐性燃料といった新しい技術・概念の導入が進められると見込まれていることから、今後の技術的な規制課題にも取り組んでいる。

原子力事業者等においても、原子力規制委員会と同様に現在及び将来を見据えた技術的課題に対応するための研究開発を実施しているものと考えている。

このため、このような広範かつ長期的な技術的課題に対する安全研究及び研究開発の動向や取組状況について、原子力規制委員会と原子力事業者等との間で情報共有や意見交換を行ってはどうか。その際、透明性と中立性の確保を原則としつつ、原子力事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に配慮を行うこととする。